

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024 年 6 月 19 日	
佐賀県知事	殿
提出者	
住 所 福岡県北九州市小倉北区貴船町3-1	
氏 名 大和ハウス工業株式会社 北九州支店	
支店長 徳永 光彦	
電話番号 093-932-7874	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東芝コンシューママーケティング株式会社鳥栖第一、第二社屋解体
事業場の所在地	佐賀県鳥栖市藤木町1-34 3-6
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D06 総合建設業
② 事業の規模	完成工事高 15,542百万円
③ 従業員数	164名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	別紙参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排出量	別紙参照	t
	(これまでに実施した取組)		
・各施工現場における廃棄物の分別の徹底 ・法例遵守及びマニフェストの適正管理の徹底			
②計画	【目標】 別紙参照		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
継続して取り組みます。			

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ類、ガラス陶磁器くず、コンクリートくず、アスファルトくず、木くず、金属くず
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ類、ガラス陶磁器くず、コンクリートくず、アスファルトくず、木くず、金属くず

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙参照		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	委託先については、定期的に処分地の現地確認・提出書類などで適正に処分されているかを確認しています。		

②計画	【目標】 別紙参照		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>○引き続き、産業廃棄物処理委託業者の施設や事務所等の視察・指導を行い、リサイクル率の向上に努める。</p> <p>○安全管理部による現場パトロールや事務所での産廃の分別の教育などを実施（廃棄物監査）し、廃棄物抑制の指導を徹底する。</p> <p>○優良認定業者への委託量を増やしリサイクル率の向上を図る。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

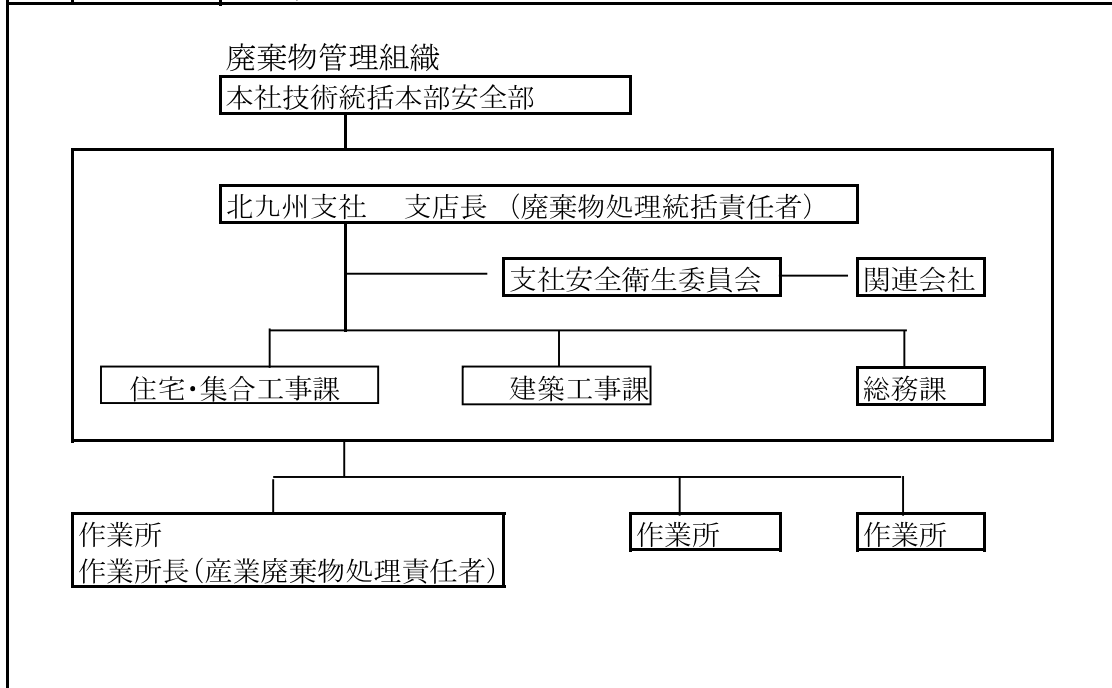
【処理工程】

(大和ハウス工業(株)北九州支店)



管理体制(廃棄物処理に関する管理組織等)

統括責任者	北九州支店 支店長
廃棄物担当	組織名:住宅事業部工事課、集合住宅事業部工事課・建築事業部建築工事課・建築工事部流通工事課 組織人数:44名
役割	支社安全衛生委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する検討</li> <li>・廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。</li> <li>・委員長一支店長</li> <li>・委員一関連部署社員</li> <li>・事務局一本社環境技術部(安全部)</li> </ul>
	廃棄物処理統括責任者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理方法の策定</li> <li>・支店の廃棄物管理規程の策定・改廃</li> <li>・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承諾</li> </ul>
	廃棄物管理担当者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理計画の作成</li> <li>・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理</li> <li>・委託契約の締結</li> <li>・産業廃棄物管理票の交付、管理</li> <li>・監督官庁への各種報告</li> <li>・社員、関連会社に対する教育・啓発</li> <li>・各作業所に対する情報提供、支援及び指導</li> <li>・その他</li> </ul>







様式第二号の八(第八条の四の五関係別紙)

(第4・5面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
①現状	【前年度(令和 年度)実績】								
	産業廃棄物の種類	ガラスくず及陶磁器くず	ガラスくず及陶磁器くず(水銀使用製品)	ガラスくず及陶磁器くず(石棉含有)	がれき類	金属くず	廃プラスチック	廃プラスチック(石棉含有)	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	ガラスくず及陶磁器くず	ガラスくず及陶磁器くず(水銀使用製品)	ガラスくず及陶磁器くず(石棉含有)	がれき類	金属くず	廃プラスチック	廃プラスチック(石棉含有)	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度(令和 年度)実績】								
	産業廃棄物の種類	ガラスくず及陶磁器くず	ガラスくず及陶磁器くず(水銀使用製品)	ガラスくず及陶磁器くず(石棉含有)	がれき類	金属くず	廃プラスチック	廃プラスチック(石棉含有)	木くず
	全処理委託量	39,710 t	0.260 t	6,000 t	1,901,600 t	514,500 t	11,800 t	0.400 t	16,000 t
	優良認定処理業者への処理委託量	14,250 t	0.000 t	0,000 t	1,901,600 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	再生利用者への処理委託量	39,710 t	0.260 t	0,000 t	1,901,600 t	514,500 t	11,800 t	0.000 t	16,000 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0,000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0,000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	ガラスくず及陶磁器くず	ガラスくず及陶磁器くず(水銀使用製品)	ガラスくず及陶磁器くず(石棉含有)	がれき類	金属くず	廃プラスチック	廃プラスチック(石棉含有)	木くず
	全処理委託量	37,724 t	0.247 t	0,570 t	1,806,520 t	488,775 t	11,210 t	0.380 t	15,200 t
	優良認定処理業者への処理委託量	13,538 t	0.000 t	0,000 t	1,806,520 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	再生利用者への処理委託量	37,724 t	0.247 t	0,000 t	1,806,520 t	488,775 t	11,210 t	0.000 t	15,200 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0,000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0,000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t